

#種子法廃止は違憲 最高裁は弁論を開き、「食料への権利」を認めてください！

1. 種子法の廃止がもたらしたこと
- (1) 主要農作物種子法（以下、種子法）は、1952 年、「食料を確保するには種が大事」と、主食となるコメや麦・大豆など（主要農作物）の種子を都道府県の管理下で開発・生産し、優良な品種を安定供給するために制定された法律でした。しかし、この種子法は、「民間企業の種子事業への参入を阻害する」とされ、2017 年 4 月の通常国会で廃止法案が可決、2018 年 4 月に廃止されてしまいました。
- 種子法廃止の背景には TPP 協定があり、TPP 交渉差止・違憲確認を求めた裁判の判決では「種子法の廃止については、その背景事情の一つに TPP 協定に関する動向があったことは否定できない」と認定されました。この判決結果を受け、私たちは種子法廃止の違憲性を訴える裁判をはじめました。
- (2) 種子法廃止の結果、都道府県が行う種子生産のための予算が減少し、種子の品質が低下したり、種子の価格が高騰したりする事態に直面しつつあります。都道府県が種子生産に関わらなくなり、新たな品種開発を続けられなくなることも懸念されます。
- また、世界的な流れをみれば、多国籍大企業が種子生産市場を独占し、これらの企業による遺伝子組換えやゲノム編集による種子・農作物が増えていく可能性は十分にあります。
- (3) 現在、わが国では米の供給不足が深刻な社会問題となっています。生産体制を守り食料安定供給を図るべく、食の源である種を恒久的に保障する法律が必要不可欠です。
- そして種の生産については、民間ではなく、国・地方公共団体がしっかりと管理すべきです。種子法廃止法案の審議時、政府が優れたコメの民間品種の代表例として宣伝した「みつひかり」は昨年、表示偽装などの不正が発覚し、「みつひかり」を販売していた三井化学クロップ&ライフソリューション社が刑事罰を受けるに至りました。
- 種子法廃止によって生じてしまったひずみを解消すべく、種子法を復活させなければなりません。
2. 「食料への権利」の侵害
- 私たちはこの裁判で、「食料への権利」の侵害を食い止めることを訴えています。「食料への権利」とは、誰でもいつでもどこでも、良質で十分な量の安全な食料を得る権利です。食料への権利保障のため、食と種の安定供給が保障される必要があります。また、食の安定供給のために、政府が農業者の地位を保障する必要があります。
- 今、日本の穀物自給率は 28%と、世界の中でも異常なまでに低い実態があります。異常気象やウクライナ紛争など、世界の食料供給が不安定さを増すなか、食料や種子を自国で賄おうとしない国の姿勢が問われています。
3. 貴裁判所に求めるもの
- 本裁判は、一審、二審の判決とも、採種農家の原告について、種子法廃止により現実かつ具体的な危険があるとし、同原告の確認の利益を認めました。しかし、食料への権利を認めず、権利侵害ありと認定しませんでした。違憲立法審査権を有する終局裁判所の最高裁判所こそが、食料への権利を認める、画期的な判断をすべきです。最高裁判所が弁論期日を開き、食料への権利を認める画期的な判断がなされることを強く求めます。

以上

氏 名	住 所